別紙様式第１号の２(3)（第143条第３項第１号関係）（平18農水令41・全改、平22農水令18・一部改正、平28農水令５・旧別紙様式第１号(3)繰下）

第　　年度（　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで）部門別損益計算書

（農業協同組合名）

（単位：千円）

区　　分	合　計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益①							
事業費用②							
事業総利益③（①－②）							
事業管理費④（うち減価償却費⑤）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	
※うち共通管理費⑥（うち減価償却費⑦）		（　）	（　）	（　）	（　）	（　）	△（△）
事業利益⑧（③－④）							
事業外収益⑨							
※うち共通分⑩							△
事業外費用⑪							
※うち共通分⑫							△
経常利益⑬（⑧＋⑨－⑪）							
特別利益⑭							
※うち共通分⑮							△
特別損失⑯							
※うち共通分⑰							△
税引前当期利益⑱（⑬＋⑭－⑯）							
営農指導事業分配賦額⑲						△	
営農指導事業分配賦後税引前当期利益⑳（⑱－⑲）							

（記載上の注意）

⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は、各事業に直課できない額について記載すること。

（注）

1　共通管理費等及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

⑴　共通管理費等

⑵　営農指導事業

2　配賦割合（１の配賦基準で算出した配賦の割合）　　（単位：％）

区　　分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	合　　計
共通管理費等						100%
営農指導事業						100%

（記載上の注意）

共通管理費等として各部門に配賦された事業外損益（⑩、⑫）、特別損益（⑮、⑰）の額が相当多額であり、かつその配賦基準が共通管理費（⑥）の配賦基準と異なるときは、当該収益又は損失の勘定を付して、それぞれの配賦基準及び配賦割合を注記すること。